

(10) 議 会

① 選挙によって選ばれた 18 名の議員が、主として町長より提案された議案を審議議決する機関である。

その機構については

参照「ならは」P. 58

② 定例会は、3 月、6 月、9 月、12 月の 4 回である。

臨時会は必要に応じてその都度開かれる。

委員会は定例会で付託された案件を審議する。

昭和 55 年度は 11 回の議会が開かれ延日数は 23 日であった。また委員会も延 14 日開かれた。

③ 傍聴について。

議会事務局にて傍聴券の交付を受けてから傍聴する。固定イスが 35 あるが約 50 名まで傍聴できる。

④ 請願、陳情について

個人又は団体は議会に対して請願、陳情することができる。請願には 2 名以上の紹介議員の署名または記名押印が必要であるが、陳情にはその必要がない。

(11) 役 場

① 役場の機構

参照「ならは」P. 61



② 各課、各種委員会等の職務内容

総務課	予算決算、組織、職務権限、勤務条件、職員福利厚生、公有財産取得管理処分、庁舎管理、文書条例規則、選挙、消防交通安全対策
税務課	各種税の賦課徴集